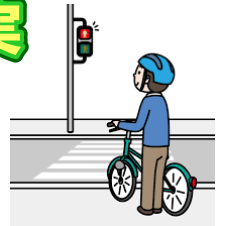




自分の命を大切にできる安全指導の充実 ～ 交通安全 ～

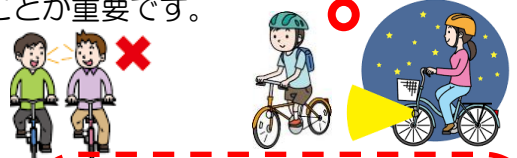


1 交通事故の特徴と発生状況とは...

令和5年千葉県警察本部交通部の調査結果から、児童・生徒の交通事故の発生件数は令和4年より46件増加しており、その中でも自転車乗用中が小学生約34%、中学生約61%を占めています。これらの特徴を踏まえ、児童・生徒の交通事故防止には、**自転車**で安全に道路を通行するための知識と、**遵法意識**を身に付けることが重要な課題となっています。また、自転車乗用時の**ヘルメットの着用率**においては、昨年7月に調査した結果、6.4%であり、努力義務化前と比較してわずかに上昇しているものの、**いまだ低い状況**にあります。児童・生徒の大切な命を守るためには、致命傷となることの多い頭部への損傷を防ぐヘルメットの着用を促進することが重要です。

「発生状況」 (令和5年千葉県警察本部交通部調査結果より)

区分	令和5年	令和4年	前年比	
			増減数	増減率
発生件数	1,224	1,178	46	3.9%
死者数	4	6	-2	-33.3%
負傷者数	1,779	1,643	136	8.3%
死傷者数	1,783	1,649	134	8.1%



「月別発生状況」から、発生件数及び傷病者の数は、新生活が始まる**4月から6月にかけての増加**と日没が早まる時期である**10月から12月にかけて増加**が見られます。**通学路の安全確認や点検の実施**をお願いいたします。

【令和6年度 全国交通安全運動】

春： 4月 6日(土)～15日(月)
夏： 7月10日(水)～19日(金)
秋： 9月21日(土)～30日(月)
冬： 12月10日(火)～19日(木)

【自転車安全利用推進強化月間】

5月1日(水)～5月31日(金)

「月別発生状況」

区分	幼児			小学生			中学生		
	発生件数	死者数	傷者数	発生件数	死者数	傷者数	発生件数	死者数	傷者数
1月	0	0	19	21	0	33	13	0	19
2月	1	0	21	21	0	38	16	0	21
3月	4	0	26	30	0	45	18	0	26
4月	7	0	20	31	0	45	27	0	30
5月	5	0	31	32	0	54	20	0	27
6月	3	0	21	41	0	63	28	0	32
7月	2	0	19	36	0	49	28	0	28
8月	2	0	22	27	0	55	25	0	35
9月	2	0	25	24	0	41	23	0	29
10月	2	0	21	34	0	48	29	0	32
11月	1	2	23	29	0	46	22	0	29
12月	6	0	24	34	0	56	33	0	42
計	35	2	272	360	0	573	282	0	350

2 「くらしの安全マップ」の活用を！！

くらしの安全マップは、お住まいの身近な場所で多発している交通事故について、その発生状況を地図上に表示し、特徴をつかみやすい形で表すことにより、交通安全に役立てていただくことを目的とされたものです。地域の状況を把握し、危険回避に御活用ください。



3 毎月15日は「自転車安全の日」。ルールを守って安全運転！！

『ちばサイクルルール』

千葉県が自転車の安全利用ルールを10項目にまとめたものです。



ちばサイクルルール一覧



『自転車安全利用五則』

(令和4年11月1日中央交通安全対策会議交通対策本部決定)

1 車道が原則、左側を通行 歩道は例外、歩行者を優先

自転車は、歩道と車道の区別がある道路では車道通行が原則です。

車道を通行する場合は、左側に寄って通行しなければなりません。

罰則 3ヵ月以下の懲役または5万円以下の罰金



自転車は道路交通法上、「軽車両」で車の仲間となります。車と同じように、運転する人が守らなければならないルールがあります。

2 交差点では信号と一時停止を守って、安全確認

信号機のある交差点では、信号に従って安全を確認し通行しましょう。

自転車は、対面する車両用信号に従うのが原則です。「歩行者・自転車専用」と表示されている信号機がある場合や横断歩道を通行する場合は、歩行者用信号機に従わなければなりません。



道路標識等により、一時停止すべきとされている場所では、必ず一時停止し、安全を確認しましょう。



罰則 3ヵ月以下の懲役または5万円以下の罰金等



3 夜間はライトを点灯

前方の安全確認だけでなく、歩行者や車に自転車の存在を知らせるためにも、夜間は必ずライトを点灯しましょう。



罰則 5万円以下の罰金

4 飲酒運転は禁止

自転車は車の仲間なので、飲酒運転は禁止です。お酒を飲んだら絶対に運転してはいけません。



罰則 5年以下の懲役または100万円以下の罰金

5 ヘルメットを着用

自転車を利用するすべての人は、自転車事故による被害を軽減するために、乗車用ヘルメットを着用しましょう。幼児・児童を保護する責任のある人は、幼児・児童を自転車に乗せるときには、乗車用ヘルメットを着用させるようにしましょう。

ヘルメット非着用で自転車事故により亡くなった人の約6割は頭部を損傷しています(平成29年～令和3年合計)。また、ヘルメット非着用時の致死率は、着用時と比べて約2.2倍も高くなっています。自転車事故による被害を軽減するためには、頭部を守ることが大変重要です。



自転車乗用中のヘルメット着用状況別の致死率 (警察庁資料より)
(平成29年～令和3年合計)



危険な「ながら運転」はやめましょう！

自転車運転中の「ながら運転」は、周囲が見えにくい、音が聞こえにくい、注意がおろそかになるなどの危険があります。交通事故の原因となるので、絶対にやめましょう(下記のような行為自体を禁止している都道府県もあります。)

罰則 5万円以下の罰金



傘さし運転



スマホ等使用運転



イヤホン等使用運転